平成２６年（フ）第４５４号
大阪府羽曳野市西浦４丁目３番３号
債務者　東　　利明
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４８９号
堺市西区堀上緑町２丁６番25号、前住所堺市西区下田町17番27―104号
債務者　和泉かおる
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４３号
島根県出雲市小山町431番地９
債務者　周藤　壽枝
1　決定年月日時　平成26年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第４８号
島根県出雲市古志町59番地４　エクセレンス107号
債務者　松林　進一
1　決定年月日時　平成26年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第２１号
広島県安芸高田市吉田町常友1205番地１　市有常友住宅２―504
債務者　桜田　　誠
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第２０９号
高知市百石町２丁目19番15号　メゾン山崎202号
債務者　竹口　大志
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２０９１号
大阪府豊中市稲津町１丁目５番４―202号、前住所兵庫県伊丹市宮ノ前３丁目１番３号
債務者　井上　孝太
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６１３号
大阪市西成区南津守１丁目１番１―404号
債務者　中村智恵子
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６５２号
大阪府豊中市長興寺北３丁目３番３―301号
債務者　佐野　克久
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７５０号
大阪市浪速区稲荷２丁目７番15―502号
債務者　上野　真登
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２９号
静岡県浜松市北区都田町1230番地　浜松大学管理人室
債務者　斎藤　徳子
1　決定年月日時　平成26年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１６号
静岡県菊川市赤土1470番地の１
破産者　有限会社共栄
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２５年（フ）第１４１４号
福岡市早良区百道浜１丁目７番５号
破産者　株式会社エム・テイ・エイ
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４９８号
札幌市東区北21条東20丁目１番20号
破産者　株式会社リーズコーポレーション
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４８５号
栃木県宇都宮市上戸祭町94番地27
破産者　株式会社ＡＳＵ
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６１９号
栃木県宇都宮市下栗町2942番地16　ホワイトローズＵ―101、前住所栃木県宇都宮市川田町1087番地　メゾンポピュレールⅢ202
破産者　阿久津晟出
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２号
栃木県芳賀郡茂木町大字茂木1504番地１
破産者　久保庭邦子
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１３６号
栃木県宇都宮市今宮３丁目９番５号　サンライズＢ―３
破産者　佐藤　幸彦
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係